

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 610 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市下永野町字地蔵平 4 の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字地蔵平 4 の 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 611 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字小野 1378 の 2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに
あさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**熊本県公告第 495 号**

下益城郡松橋町松橋町土地改良区理事長松田利康から平成 16 年 4 月 19 日付けで申請の定款変更については、平成 16 年 5 月 28 日付けで認可した。

平成 16 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 496 号

下益城郡松橋町松橋町外一ヶ町土地改良区理事長沖村憲介から平成 16 年 4 月 30 日付けで申請の定款変更については、平成 16 年 5 月 28 日付けで認可した。

平成 16 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 497 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 16 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
農業技術情報システム移行に関する基本検討業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成16年7月1日（又は契約締結の日）から平成17年2月28日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、農業技術情報システム移行に関する基本検討業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）第2条の規定により、同要綱の別表中「25 情報処理業務 01 情報システムに関する企画、設計」かつ同業務「02 情報通信ネットワークに関する企画、設計」において、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 平成11年4月1日から平成16年3月31日までの過去5年間に、国の各省庁等、都道府県又は政令市において、1,000人以上のユーザが利用し、かつ複数の情報システムが稼働するイントラネットにおける情報システムを企画又は開発した実績を有する者で、その実績を証明する書類（契約書写し及び仕様書又は委託機関の履行証明書（様式不問））を提出し、熊本県農業研究センター企画調整部情報課で審査を受け、入札参加資格を有すると認められたものであること。
 - (3) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 5の（3）記載の入札日時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成16年6月7日（月）から平成16年6月17日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
4に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県農業研究センター企画調整部情報課
郵便番号 861-1113 熊本県菊池郡合志町栄 3801
電話番号 096-248-6411 内線 253
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県農業研究センター管理部経理課
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成16年6月7日（月）から平成16年6月17日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時

- 平成16年6月23日（水）午後1時30分から
- イ 場所
熊本県農業研究センター第1会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、熊本県農業研究センター管理部経理課に平成16年6月22日（火）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。